

市会議案第 35 号

安全保障関連法案の強行採決に抗議し、同法の廃止を
求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 10 月 19 日提出

吹田市議会議員 竹村 博之

同 山本 力

同 柿原 真生

安全保障関連法案の強行採決に抗議し、同法の廃止を 求める意見書（案）

本年9月19日、参議院本会議において安全保障関連法が、十分な国会審議を経ずに可決、成立した。

同法は、武力攻撃事態法やPKO協法力など10本の現行法を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法である国際平和支援法からなり、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認するものである。

国会審議を通じて安全保障関連法は憲法違反であることが明白となったが、戦闘地域での兵たん活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器、毒ガス兵器、劣化ウラン弾やクラスター爆弾までも輸送できるとする後方支援活動は、憲法が禁じる武力行使そのものである。また、圧倒的多数の憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁長官が、同法は憲法違反であると断じたことは極めて重大である。

審議をすればするほど、多くの国民から同法案に反対する声があり、各種世論調査でも、「今国会で成立させるべきではない」との回答が6割を超え、また「政府の説明が不十分」との回答が8割を超えたことは、国民の理解が得られなかったことを示すものである。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、軍軍間の調整所の設置や南スーダンにおけるPKO活動での駆けつけ警護の実施など、国会と国民にも示されないまま、戦争法ともいべき同法の成立を前提にした具体化が図られていたことは極めて重大な事態である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、憲法の根幹に関わる安全保障関連法が十分な審議を行うことなく成立したことは極めて遺憾であり、強行採決されたことに抗議するとともに、同法を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月 日

吹 田 市 議 会